

広島県告示第千十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

昭和四十二年広島県告示第五百七十号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

秋月地区海岸

三 地先海岸名

秋月東海岸、秋月小方海岸

域

昭和四十二年広島県告示第五百七十一号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

秋月地区海岸

三 地先海岸名

秋月エガマ海岸

平成四年広島県告示第千二百三十号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

秋月地区海岸

三 地先海岸名

二ツ浜地先海岸

平成十二年広島県告示第五百六十四号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

秋月地区海岸

三 地先海岸名

秋月四丁目地先海岸